

第七十二回国会
衆議院

大蔵委員會議録 第二十三号

(三七五)

昭和四十九年三月二十八日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君
理事 村山 達雄君
理事 山本 幸雄君
理事 山田 耻目君
理事 伊藤宗一郎君
理事 大石 千八君
理事 金子 一平君
理事 栗原 祐幸君
理事 三枝 三郎君
理事 塩谷 一夫君
理事 檜橋 進君
理事 萩原 幸雄君
理事 山下 元利君
理事 塚田 庄平君
理事 武藤 山治君
理事 山中 吾郎君
理事 小林 政子君
理事 広沢 直樹君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君
大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君
大蔵委員調査員 末松 経正君
大蔵委員調査員 室長 末松 経正君

委員外の出席者

議員 堀 昌雄君
議員 村山 達雄君
議員 増本 一彦君
議員 廣沢 直樹君
議員 大蔵委員調査員 末松 経正君

委員の異動
三月二十八日

辞任

大西 正男君
小泉純一郎君
坊 秀男君
村岡 兼造君
正木 良明君

補欠選任

地崎宇三郎君
檜橋 進君
大石 千八君
塩崎 潤君
田中 昭二君

補欠選任

坊 秀男君
村岡 兼造君
大西 正男君
小泉純一郎君
正木 良明君

三月二十二日

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

同月二十七日

会社臨時特別税法案(堀昌雄君外二十二名提出、衆法第九号)

会社臨時特別税法案(村山達雄君外一名提出、衆法第一〇号)

臨時超過利得税法案(村上弘君外三名提出、衆法第二十一号)

臨時超過利得税法案(伏木和雄君外二名提出、衆法第二十二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

会社臨時特別税法案(堀昌雄君外二十二名提出、衆法第九号)

会社臨時特別税法案(村山達雄君外一名提出、衆法第一〇号)

法第一〇号)

臨時超過利得税法案(村上弘君外三名提出、衆法第二十一号)

臨時超過利得税法案(伏木和雄君外二名提出、衆法第二十二号)

○安倍委員長 これより会議を開きます。

堀昌雄君外二十二名提出、会社臨時特別税法案、村山達雄君外一名提出、臨時超過利得税法案及び伏木和雄君外二名提出、臨時超過利得税法案の各案を一括して議題といたします。

会社臨時特別税法案(堀昌雄君外二十二名提出)

会社臨時特別税法案(村山達雄君外一名提出)

臨時超過利得税法案(村上弘君外三名提出)

臨時超過利得税法案(伏木和雄君外二名提出)

〔本号末尾に掲載〕

○安倍委員長 これより各案について提出者より提案理由の説明を求めます。堀昌雄君。

○堀議員 私は、提出者を代表いたしまして、ただいま提案されております会社臨時特別税法案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

異常な物価高騰のもとで、いわゆる石油ショック、物不足に便乗して巨額の利益をあげた企業に対し、そのインフレ利得を吸収し、国民福祉に還元するとともに、総需要抑制の効果を果たさせるべきであるという要求は、強い国民世論であり、社会的公正と平等は正の観点からもその実効ある対処が緊急に求められているところであり、

しかし、これまで議論を呼んでいた、いわゆる超過利得税あるいは臨時利得税構想は、多くの基

本的な難点があり、その実施が困難であるばかりか、かえって税の公正な負担を阻害する危険があることから、社会党は、緊急かつ確実に、公平な負担を求められる課税方法として、法人臨時付加税案を提示し、それ以外に緊急対策として合理的なやり方は考えられないことを指摘してきたのであります。これに対し、自民党は、財界や産業界の要求におもねり、当初の超過利得税構想から次々と後退し、ついには、三月決算からの臨時利得課税はどうか、法制定すら危ふまれるようになり、かえって、その責任を野党に転嫁しようとする面策するに至ったのであります。

以上のような状況を背景として、野党四党は、三月十九日、四党政審会長、政策委員長会談を開き、一、国民の強い要望にこたえて、自由民主党は、今三期決算に間に合うよう、すみやかに当該法案を国会に提出することを求める、二、各党は、大蔵委員会における審議の過程を通じて意見を述べ、実効のあるよう修正を求める努力を払うこととし、この際、すみやかな成立を期するものであるという対処策を決定し、自由民主党にすみやかな法案提出を要求したのであります。

しかしながら、年度末を旬日に控え、なお自由民主党は言を左右にして法制定への熱意を示さず、法案提出すら見送りの姿勢に終始したのであります。

このようにして、いたずらに時間を空費し、逡巡を重ねるならば、ついには時間切れとなり、今三期決算に適用できる法成立は不可能になるという状況となり、事態は切迫してきたのであります。

そこで社会党は、国民の強い要求にこたえるため、社会党の付加税法案の方向に沿って、事態を早急に解決させるよう自由民主党及び野党各党にも働きかけたのであります。その結果、自由民主

党より社会党案の線に沿って会社臨時特別税による年度内成立への方向での対処案が回答されてきたのであります。この案は、累進税率構造でなく、均一税率であることなど、なお不十分な点も多いのであります。大筋において社会党提案に大きく歩み寄ったものであり、この際、これが実現しなければ巨額の企業利得が吸収できなくなることとを考慮し、同案の早期実現を期することによって、国民要求にこたえるため、あえて共同提案に踏み切り、その実現を確保することを決意したのであります。

しかるに、その後、自社両党共同提案の手續がとられようとしているや、急遽、自由民主党から、公党間の約束に反し、すでに合意に達していた同法案を大きく骨抜きにする一方的な修正の申し入れが行なわれるに至ったことは、きわめて遺憾であります。このような自由民主党の行為は、今日までの経緯に対する重大な背信行為であり、公党のあり方としてきびしく批判されなければならぬと存するものであります。

このような事態を前にして、社会党は、自由民主党提出の同名の法案は、すでに合意に達していた案に比べて、大企業に対する課税を完全に骨抜きにするものであり、重大な改悪をあえてしていることを重視し、ここにすでに合意を見ていた会社臨時特別税法案を、単独で提案するに至ったものであります。

以下、会社臨時特別税法案の概要について御説明申し上げます。

第一に、納税義務者は、この特別税創設の趣旨から、これを株式会社その他の会社及び相互会社に限ることとし、臨時の措置として会社利益の一部について課税することとしております。

第二に、課税標準は、法人の各事業年度の所得に対する算出法人税額のうち、所得年五億円を超える部分に対応する金額によることとし、これに一〇%の税率を乗じて税額を算出することとしたのであります。

なお、法人税の基本税率の引き上げが、本年五

月一日以降に終了する事業年度から適用になることを勘案し、本年四月三十日以前に終了する事業年度につきましては、その税率について所要の調整を行なうこととしております。

第三に、この特別税は、通常の法人税と同様に事業年度終了後二カ月以内に申告し、納付することとしたしておりますが、その性格上、法人税と異なり、この特別税については延納を認めないこととしております。

第四に、この法律が昭和四十九年三月末に施行されることを予定しつつ、施行日以後二年以内に終了する各事業年度について、限時的にこの特別税を適用することとしたしております。なお、経済の異常な事態が解消したときは、一年以内に終了する各事業年度に限り適用することとし、その際は別途所要の措置を講じてこの法律を廃止することとしたしております。

以上、会社臨時特別税法案の提案の理由及びその概要につきまして御説明いたしました。

なお、本法案の施行に伴って、ほぼ二千億円の税収が見込まれております。この予定される税収を、インフレ弱者救済、社会保障関係費の増大などの方向で、勤労国民に還元することなどを今後さらに積極的に推進していく必要があると考えております。

何とぞ、御審議の上、御賛成賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)

○安倍委員長 村山達雄君。

○村山(達)議員 会社臨時特別税法案につきまして、提案者を代表して、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国の経済は、一昨年秋季以降における国際的要因等に基づく根強い物価上昇基調に加え、昨年十一月に表面化した国際石油問題の影響も受けて、石油製品をはじめ原材料から最終消費財に至るまで数多くの物資が異常な値上がりを示しました。この中には、原材料等の供給不足や先行きの値上がりを見越した、いわゆる先取り値上げや便乗値上げともいふべき事態も見受けられた

のであります。このような情勢のもとにおきまして、企業が便乗値上げを行なっても決して得をすることがないように、かりに異常な利益をあげたとしてもこれを税金の形で吸収するため、税制上何らかの措置を講ずべきではないかという世論が盛り上がりつつあったのであります。また、このような税制上の措置によって便乗値上げ等をあらかじめ抑制するよう警告する必要も唱えられてまいりました。

このような考え方のもとに、与野党ともそれぞれの立場から構想をまとめ、これを試案として提示されました。各党の構想のうちには、異常な利得を吸収するために、何らかの方式によっていわば正常と認められる基準所得を算定し、この基準所得を上回る超過利得に対して新税を課税すべきであるという考え方があり、熱心な検討が加えられました。

しかし、企業の利益のうちどの部分がいわば正常利益であり、どの部分が超過利得であるかを正確に算定することはきわめて困難であり、しいてそのような基準を設ければ、それは恣意的なものとなつて、かえって新しい社会的な不公平を招くおそれさえあることが憂えられたのであります。

一方、正常利益と超過利得との区別をやめて、広く企業利益全体に対して超過累進税率により課税し、巨額の利得に対してはもうけを少なくすることとしてはどうか、こういう考え方も見られたのであります。

このように、各党の考え方にはかなり基本的な相違がありました。しかし、本件が現在のようにならば経済の非常事態に対処して、臨時の緊急措置を早急に講ずるといふきわめて重要な異例の問題であることから、その基本線についての各党間の協議が不可欠であるとの判断に立つて、積極的な意見調整が進められてきたことは御承知のとおりであります。時間的制約もあって、残念ながら各党共同提案についての成案を得るには至らなかったものであります。

しかしながら、この種の特別税を是非とも本三

月期から適用すべしとする社会一般の要請にこたえるためには、どうしても、各党の考え方に共通する部分を採りながら早期に法案を提出し、その成立を期さなければなりません。そのような見地から、あえてここに会社臨時特別税法案を緊急に提出することとした次第であります。

この会社臨時特別税は、以上申し述べたとおり、各党の構想に盛られた基本的な考え方を参照しつつ、いわばその共通する部分を集約して制度化することにとめた結果のものであります。つまり、この特別税は、企業の正常利益と超過利得との区別という議論をこの際避けて、最近における異常な経済状態によりもたらされた企業利得の一部を吸収すると同時に、現に行なわれております総需要抑制政策を補完するという観点から、大企業の利得の一部に対して特別の追加負担を臨時に求める形のものであるのであります。

以下、会社臨時特別税の概要について御説明申し上げます。

第一に、納税義務者は、この特別税創設の趣旨から、これを株式会社その他の会社及び相互会社に限ることとし、臨時の措置として会社利益の一部について課税することとしております。

第二に、課税標準は、法人の各事業年度の所得に対する算出法人税額のうち、所得年五億円または払い込み資本金の年二〇%に相当する金額のいずれか高い金額を超える部分に対応する金額によることとし、これに一〇%の税率を乗じて税額を算出することとしております。

なお、法人税の基本税率の引き上げが、本年五月一日以降に終了する事業年度から適用になることを勘案し、本年四月三十日以前に終了する事業年度につきましては、その税率について所要の調整を行なうこととしております。

第三に、この特別税は、通常の法人税と同様に事業年度終了後二カ月以内に申告し、納付することとしたしておりますが、その性格上、法人税と異なり、この特別税については延納を認めないこととしております。

第四に、この法律が昭和四十九年三月末日に施行されることを予定しつつ、施行日以後二年以内に終了する各事業年度について、限定的にこの特別税を適用することとしております。なお、経済の異常な事態が解消したときは、一年以内に終了する各事業年度に限り適用することとし、その際は別途所要の措置を講じてこの法律を廃止することとしております。

以上、会社臨時特別税法の提案の理由及びその概要について御説明いたしました。

この特別税は、その提案の趣旨からいまして、本年三月末に終了する事業年度から適用を開始されることがぜひとも必要であると考えられます。何とぞ、すみやかに御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○安倍委員長 増本一彦君。

○増本議員 私、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、臨時超過利得税法の提案の理由を説明いたします。

本法律案は、最近における未曾有の物価高騰、その他わが国経済の異常な事態に対処し、臨時の措置として大企業の超過利得に対し臨時超過利得税を課税することにより、インフレ抑制、物価安定に資し、あわせて国民生活の安定と社会的公正をはかるべきであるという強い国民の要求を実現する目的をもって提案したものであります。

本案のほか当委員会に、自民党案、社会党案、公明党案が同時に付託されておりますが、自民党案、社会党案と日本共産党・革新共同提案の本案とは、法案の性格においても、その内容においても、根本的に異なるものであります。

すなわち、それら二案は、大企業が石油危機に便乗して、価格つり上げや悪徳商法で大もうけした超過利得の吸収を目的とするのではなく、法人に対して一律に若干の税率を付加しようとするものであります。これでは、前期比で所得が減少した会社にも、また増加した会社に対しても、無差別に課税されるのであります。これに対し本案は、合理的な一定基準を超過した所得にだけ累進

税率で課税しようとするものであります。すなわち、前に申し述べた国民要求を実現する唯一のものであり、自民党案、社会党案とは本質的に異なるものであります。

以下、本案の特徴について順次説明いたします。

第一は、この税の課税対象を大企業の超過利得として定めることとあります。いま国民がこぞ要求しているのは、大企業が石油危機に便乗して価格をつり上げ、悪徳商法または物資の買い占め売り惜しみなどによって大もうけした超過利得に対して、課税を強化して、不当利得をはき出させることとであり、それが全く正しい要求であることは、本院における予算委員会等の審議で明らかにされております。

第二は、超過所得に対する課税を累進税率によつて行なうとして定めてあります。超過利得税を課税することによって、インフレ抑制、物価安定に役立たせるためには、過剰資金を完全に吸収することが必要であります。また、このような荒かせぎによる所得には担税力が十分にあるのであり、累進税率での課税がきわめて適切な方法であるからであります。

第三は、租税回避行為を禁止する措置をとつて定めてあります。大企業が膨大な利益を隠す手段として諸引き当てや諸準備金を恣意的に運用していることは、すでに多くの国民、識者からも指摘されているところであります。政府みずからも、超過利得税のような課税をするに必ず租税回避行為が行なわれるということを認めておられるのであり、本法律を真に実効あるものとするためには、この規定がなければならぬのであります。

次に、本法の概要について説明いたします。

第一に、納税義務者は資本金十億円以上であるもの、または本法施行後に終了する事業年度の年所得が五億円以上の法人としております。

第二に、課税標準は昭和四十六年、四十七年の平均半年所得を基準とし、本法施行後に到来する

事業年度の所得が基準所得を三割以上上回るその超過分であります。

第三に、税率は一〇％から三〇％までの超過累進税率とし、各事業年度の超過所得につき二億五千万円以下の金額百分の十、二億五千万円をこえ五億円以下の金額百分の十五、五億円をこえ十五億円以下の金額百分の二十、十五億円をこえ五十億円以下の金額百分の二十五、五十億円をこえ五十億円以下の金額百分の三十の税率を適用することとしております。

第四に、租税回避行為の防止として、本法の課税対象及び課税所得の確定にあたっては、新たな特別償却の損金算入の中止及び引き当て金、準備金の過大計上の抑制並びに減価償却方法等の規制を行なうこととしております。

第五に、本税は通常の法人税と同様に事業年度終了後二カ月以内に申告し納付することとしておりますが、その性格上法人税と異なり延納を認めず、なお、本法施行後適用期間を経過した後にあらためてその延長について検討することとしております。

以上、簡単に臨時超過利得税の内容についてその特徴と概要を申し上げて、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○安倍委員長 広沢直樹君。

○広沢議員 臨時超過利得税法につきまして、提案者を代表して、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

わが国経済は、政府・自民党の長期にわたる高度経済成長の中で、インフレが高進し、さらに田中内閣の総需要拡大政策と金融・為替政策の失敗によって、インフレは一そう加速するに至つたのであります。その中でだぶついた手元資金を持つ大企業は投機活動をはしりまわし、あるいは物価上げをはかり、利得の拡大に奔走してきているのであります。

そのため、所得格差はますます拡大し、社会

的、経済的に弱い立場にある中小企業の経営や、一般の国民生活はますます苦しくなってきたのであります。したがって、わが党は他の野党各党とともに、所得再分配をはかり社会的公正を是正するため、インフレ、物価高騰に伴う大企業の過大利益に対する臨時利得税の創設を政府に要求してきたのであります。

そのような状態の中で石油危機に直面し、消費者心理を巧みにあやつった企業は、生産調整、流通操作、便乗値上げ等を行ない、物価を狂騰させて正当な利益の上に過大な利得を上乗せしたのであります。この間の反社会的な企業活動の実態は、衆参両院の予算委員会等で明らかにされてきたところであります。

いかに自由経済とはいえ、反社会的な利得行為によつて得た過大利益に対しては、社会的公正を確保し社会とともにあるべき企業倫理を要求する立場からも、その過大な利益を社会に還元する方途を求め、これを法制化することはきわめて至当な要求であります。

かくして、石油危機、物価狂乱、国民生活の深刻化という経過の中でおさめた過大利得に特別の税を課す、いわゆる超過利得税の創設は、国民的合意となつて、一日も早い成立が要求されているのであります。これに対し、与野党それぞれの法案要綱を国民の前に明らかにしてきました。

わが党といたしましては、この際、いわゆる企業の規模による優位性の中で取得した過大利益を課税対象とすることが、さきに述べましたインフレの波に乗つた利益に対する臨時利得税の創設の発想からも共通する部分があると考え、一方、法人税における応能負担の原理を導入する累進課税方式という抜本的な法人税制の改正は、別途に考慮することとしたのであります。したがって、臨時に超過利得に対して課税する臨時超過利得税の創設を提唱してきたわけであります。

しかしながら、超過利得を設定することについては、自由経済の中における企業のあり方から、何を超過利得とするかは、議論の分かれるところ

であり、一方、付加税とする場合には、石油危機及びインフレに乗じた反社会的な企業活動による過大な利益追求を抑制することができず、異常な経済状態の中で国民生活の安定をはかることは困難となるのであります。

したがって、わが党としては、可及的に超過利得を峻別し、合理的に公平を期する努力を尽くし、国民世論にこたえて超過利得税方式をとることにいたしましたわけであります。

本日、臨時超過利得税法案を提案するに至った経過につきましては、各党の提示した法案要綱の段階でのおおの異なった内容を持つことから、わが党としては、この種法案の特殊性にかんがみ、与野党の合意により、合理的に超過利得を峻別するための方途を見出し、かつ、国民的合意により適切にこたえ得る案を得ることが、国会として、国民に対する責任であるとの見地から、ひたすら努力をいたしたものであります。

しかるに、与野党の協議により提出される予定であった自民党、社会党共同提案が、提案寸前において、自民党の一方的な意思において不可能になり、この種法案の特殊性にかんがみ、与野党が尽くした努力が崩壊したことは、まことに遺憾であります。

以上、臨時超過利得税法案提出の理由を申し上げ、以下、臨時超過利得税の概要について御説明申し上げます。

第一に、納税義務者は、資本金一億円以上の大法人または年所得が五億円以上の大規模法人所得に限定いたしております。

第二に、課税標準は、各事業年度の臨時超過利得の金額とし、この金額は、六カ月決算の所得金額等が、基準所得金額をこえる場合のその超過額といたしております。この場合の所得金額については、租税特別措置法の特例等は認めないという所要の調整を加えることとし、また基準所得は、昭和四十六年度及び四十七年度に終了する事業年度の六カ月分の平均所得に一二〇%を乗じた金額としております。

第三に、税率は、六カ月決算等の臨時超過利得が二十五億円以下である部分については二〇%、それをこえる部分については二五%の超過累進税率といたしております。

第四に、この利得税は、各事業年度終了後二カ月以内に申告し納付することとし、一年決算法人についても六カ月分を区切って申告納税することといたしております。しかしながら、納付については、この税の性格上延納を認めないこととしております。

第五に、この法律案は、本年三月末決算から利得税を課税することを目途に、その施行日を三月末に予定し、施行日以後二年以内に終了する各事業年度について、適用することといたしております。

以上、臨時超過利得税法案の提案の理由及びその概要につきまして御説明いたしました。

なお、本法案の施行に伴う取扱いについては、最近の物価高騰の影響を最も強く受ける生活保護者、老人、身障者等の生活安定対策費に充てるものとし、そのための基金を設けることを別途検討していく考えであります。

何とぞ、御審議の上、御賛成賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○安倍委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○安倍委員長 それでは速記を始めて。これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

○安倍委員長 これより質疑に入るのであります。各案につきましては質疑を省略して、直ちに討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。森美秀君。

○森(美)委員 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりましたわが党提案の会社臨時特別税法案に賛成、日本社会党提案の会社臨時特別税法案並びに日本共産党・革新共同及び

公明党提案の各臨時超過利得税法案にいずれも反対の意向を表明するものであります。

最近の国際的なインフレ傾向や石油事情等により、わが国の物価は異常な高騰を示しておりますが、その要因の中には、企業の先取り値上げや乗値上げもあることは事実であります。

わが自由民主党は、このような経済情勢にいち早く対処し、物価鎮静のために総需要抑制政策の推進につとめてまいりましたが、今回提案の特別税法案は、それを補完し、大企業の利得の一部を吸収することによって間接的に乗値上げ等の抑制の効果をはかるうとするものであつて、まさに国民一般の世論に沿うものであるといえるのであります。

すなわち、わが党が企業の正常な利益と異常な超過利得との選別の困難性に着目して、当初考えました超過利得税方式をやめ、年所得五億円超の大会社について一律に特別税を課税することとしておりますことは、公平性あるいは簡明な税制という見地からまことに適切な措置というべきであります。

また、資本金の二〇%超という基準をつくっておりますことは、企業規模の格差と収益力に配慮したものであり、大規模であつても資本収益率が低く、配当もできないような企業に課税すると、かえつて不公平を招き、企業の収益課税のためから妥当ではないと判断したためであります。

さらに、この特別税を本年三月期決算から課税することとし、適用期間を二年、場合によっては一年に限定していることは、この税の即効性をねらつたものであり、また、さきの簡明な税制という点と相まって、税務行政に対する配慮は十分に尽くされていられると見られるのであります。

これに対して、社会党の特別税法案は、年所得五億円超の大会社という基準だけをとつておりますが、これは企業収益力を無視したものであり、きめこまかく公平性を追求するという点に欠けるところがあると考えられます。

また、共産党及び公明党の超過利得税法案は、

いずれも過去の一定期間の所得を基準とし、それをある程度上回る部分を超過利得としておりますが、この方式によりますと、その期間にたまたま経済情勢により低所得であつた企業や最近収益力が上つてきた企業に過大な課税をすることとなり、必ずしも乗値上げによる異常利益の吸収にはならないのであります。また、課税標準の計算がかなりつかいであり、その上、超過累進税率により一そう複雑になっておりますので、税務の執行上で難点が認められます。

以上申し上げました理由により、私は、わが党提案の特別税法案に賛成し、野党三党の各法律案に反対いたします。討論を終わります。(拍手)

○安倍委員長 山田正目君。

○山田(正)委員 ただいま議題となつてまいっております自民党提出の会社臨時特別税法案及び日本共産党・革新共同提出の臨時超過利得税法案並びに公明党提出の臨時超過利得税法案に反対をいたし、社会党提案の会社臨時特別税法案に賛成をいたします立場から、次の諸点について討論を行ないたいと思ひます。

第一は、自由民主党提出の会社臨時特別税法案の提出に至るまでの経緯について、そして同法案の持つておる本質につきまして、究明をいたしてまいりたいと存じます。

本年当初より急速に激化したインフレ傾向は、法人企業がみずからの利益を異常に増大させるために、意図的、計画的に仕組んできたものであることは、その本質的な意図を含めて、国民大衆はよくその実体を知り尽くしているのであります。そしてそれは、国民大衆の激しい怒りに満ちた世論を構成し、その解決策を強く政府に求めていたものであります。

一月二十三日、本院本会議におきまして、わが日本社会党は、こうした国民の期待に沿うべく、その善処方を求めて、激しく政府を追及したのであります。それを受けての田中総理の発言は、当然のこととして、インフレ利得は吸収し、国民に還元をする考え方を明らかにいたしましたのであります。

す。そして二月一日、自民党案の大綱が示されたのでありますけれども、それらは実行のための具体策に全く欠け、大企業におもて法制定をさぼり、国民に向けては、単なるゼスチアにとどまり、自由民主党の意思のアリバイを残す形式的なものにすぎなかったものであります。

われわれは、このような状況の中で今日まで、しばしば、国民の期待にこたえて実行性のある具体的法案の提出を政府にも求めてまいりました。が、これまた言行一致せず、漫然日を過ごし、今日に立ち至ったのであります。政府及び与党であり、責任政党としての自由民主党の無責任さには、心の底からあきれ返るばかりでございます。私は、その無責任さを強く指摘をいたし、その責任を追及したいと思ひます。

二点目は、三月二十二日、三日の両日、自由民主党は、政務調査会、税制調査会の意向として、わが党提案の付加税方式に急遽賛成転換を行ない、共同提案を行なうよう求めてまいりました。わが党は、その内容において十分さは認めるけれども、大筋としてわが党提案に歩み寄ったものとして、この際、これが実現による国民的メリットをも考えまして、早期実現を期して了解を与えたのであります。

そして、共同歩調を求めて各野党間の調整も順調に進んでおりましたやさき、突然、三月二十六日正午、自由民主党は青天のへきれきと言おうか、厚顔無恥と言おうか、すでにまとまっていた共同提案を破棄し、わが党案の内容を土台として、その上に、大企業優遇の特別配慮を加味した本委員会提出の自民党案をでっち上げてしまったのであります。このやり方は許せません。政党内にある信義を全くじゅうりんした許しがたい暴挙といわざるを得ません。税制の議員提出は、一党だけでやるべきではないと主張し続けてきた自民党が、このような背信行為をすること自体に、責任政党としての資格がないということを強く指摘いたしたのであります。

三點目は、上積みされたその内容についてであ

ります。

資本金二〇%か五億円かの高いほうを控除するという自民党案は、五十億、百億、五百億、千億と、大資本、大企業になるほど大幅な税軽減を受け、きわめて有利という手直しでございます。この大企業優遇の実態は、資本金五億円以上二十五億円以下の企業には両びんたを与えておりました二十五億円以上五十億円までは片びんた、百億円以上一千億円は頭をなでて抱きつくという、たいへんな癒着、全く大資本とのなれ合いの産物以外には何もないという実態でございます。

二つ目は、徴税の原理は応能の原則を貫くこととでございます。この応能の原則を破壊してまでの癒着ぶりは、日本の政治史にぬぐい去ることのできない一大汚点を残すことになったのであります。政府もこの実態をきびしく指摘され、再提出を求められるのが至当でございます。また、提出者の自民党は、すみやかに本法案の撤回を決意され、わが党案に立ち返られることを強く勧告いたすものであります。

第四点目は、他党提出法案に見られる超過利得、不当利得に課税する方法についてであります。この方法はきわめて重大な問題を含んでおるので、その点を明らかにして、反省を求めたいと思ひます。

もし不当利得、超過利得ということをしめる際には、正当といえる標準を設定しなければなりません。正当な標準とは一体何なのか。自由主義経済のもとでその標準を定めるといふことは、製品コストについてその標準が定められなければ、正確な不当超過額の数字ははじき出されないものであります。それをやると、やがて必ずたどりつくのは、賃金、賞与にまで標準をつくらねばならなくなってくるのであります。このやり方は、法による統制という結果を引き出し、賃金生活者にとつて今日忌みきらわれている所得政策にはまり込んでいくことは間違いないのでございます。この道を歩むことは許されません。強く反省を求めてやまないのでございます。

私は、以上申し述べました数点の反対理由から、日本社会党案に賛成し、この法案の成立に皆さんたちの御協力を心からお願ひ申し上げまして、討論を終わります。(拍手)

○安倍委員長 荒木宏君。

○荒木委員 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、ただいま議題となりましたわが党案をはじめ、自由民主党案、日本社会党案、公明党案につき、まず自由民主党提出の会社臨時特別税法案に反対の態度を表明し、あわせて日本共産党・革新共同提出の臨時超過利得税法案との対比においてその理由を申し述べます。

異常なインフレ、物価高騰は国民生活にかつてない不安と脅威を与えてきました。物価暴騰をもたらした最大の原因が石油危機に便乗した大企業の買い占め、売り惜しみ、出荷操作などによる価格のつり上げにあることは、本院予算委員会の審議でも明らかにされたところであります。メジャーの在り子会社を含むアメリカと日本の大企業は、国民のこの上ない苦難をよそに、この不当な価格つり上げによってばく大な超過利得を手に入れており、社会的公正は著しくそなわれております。この大企業の超過利得への課税を強化し、不当な便乗値上げを押えようとすると、社会的公正の確保をはかることは国民の強い要望であります。

しかるに、自民党案は、第一に、この超過利得をとらえず、従前に比し法人の利得があえても減つても一律に一定の限度で若干の課税を行なおうとするものであります。これは、先ほど申し述べましたような石油危機の時期に大企業が先取り値上げ、便乗値上げなど、さまざまな方法で多額の超過利得をあげた事実を目をおおい、国民の要望にそむくものといわなくてはなりません。

その理由として、超過利得の識別が困難であるとか、繰引きがむずかしいなど、立法技術上の問題が指摘されております。しかし、日本銀行の主要企業経営分析によりますと、昭和四十六年度から同四十七年度までの経常利益の伸び率は平均七・五%であるのに比し、昭和四十八年度は和光

証券調査によれば、東証一、二部上場企業のそれは三・一%というように大きく伸びております。このことから、今日、大企業の超過利得の存在は明らかであります。そして、昭和四十八年度の経済成長率は二・一・九%であり、昭和四十六年、四十七年の平均的経常利益に比しその一三・〇%を上回る部分に超過利得をとらえることは、きわめて適切な措置であります。このように、大企業の超過利得を把握することはすでに前例もあり、しかも、この大企業の超過利得こそが物価高騰、インフレの原因であり、それを助長していること、また昭和四十八年の労働者の実質賃金が前年に比し四%減少していることをあわせ考えると、社会的公正を是正するためにも、いま大企業の超過利得を吸収することが急務であります。

第二に、自民党案によりますと、巨大企業や荒かせぎ大企業に対して課税する金額は、きわめて少額になります。たとえば新日本製鉄は資本金二千三百億円であり、自民党案によれば、昭和四十八年度下期の決算見込みを新聞報道のごとく約四百五十億円として、税額はわずかに七億四千八百万円、また三井油化は資本金五百億円、これまた決算見込みを七十億円といたしますと、自民党案によれば税額はわずかに二億二千三百万円、また洗剤の買い占め、売り惜しみによって取りざたをされた花王石鹼は資本金二百二十七億円であり、この決算見込みを二十二億円といたしまして、税額はわずかに六千五百四十五万円であり、これは、とうてい石油危機に便乗した荒かせぎ、また巨大企業に対して超過利得を課税によって吸収、捕捉することはできないのであります。

さらに、自民党案は資本金の二割を控除することとしておりますが、資本金の大きい巨大企業ほど控除額が大きく有利となり、それは逆差別的な性格を持っております。現に、先ほどあげました各企業について見ますと、新日鉄の税負担率は前期所得見込みをいたしまして一・六%であり、また、三井油化は二・八%、花王石鹼は二・

九%と、資本金が低くなるにつれて税負担率は高くなつておるのであります。法人の資本金別税負担率については、すでに東京都の調査で資本金一千万円以上が四五・六九%、百億円以上は大きく下がつて三二・二四%というように、逆累進になつておることが明らかにされておりますが、自由民主党案はこの不正をさらに拡大するものとして、とうてい支持するわけにはまいりません。わが党案によりまして、たとえば前記各企業につき、新日本製鉄は超過利得税九十一億円、三井油化は十二億円、花王石鹸は五億円というように、決算見込みに対して税収見積りは総計約三千四百億円でありまして、自由民主党はその半額にすぎないばかりか、しかも、最も重要な租税回避行為の禁止規定を欠いており、さらにその税収見積りも減額するおそれが強いのであります。

第四に、自由民主党案提出の経過に触れて、さらに反対の理由を申し添えます。

すでに述べましたように、大企業の超過利得税は国民的要望であり、わが党はこれにこたへまして本年二月十二日、法案要綱を正式に発表いたしました。そうしてその検討と早期成立を訴えたのであります。しかるに、自由民主党案は、世上さまざま取りざたされましたけれども、ついに三月中旬に至るまで発表されず、ようやく同月下旬に至りまして担当者から法案骨子の説明を受けたのであります。すでにその目的から見て、審議日程は切迫しており、十分な審議の機会を得られない結果になったことはまことに遺憾であります。

さらに、直前になりました、突如として従前の案と全く異なる要綱案の説明があり、さらに今回提出されました案を見ますと、それがまたまた変更されており、しかも、変更のつど大企業に有利に後退を重ね続けてきたのであります。このような提出の遅延、内容の転変、課税内容の後退という経過に照らしても、反対を表明せざるを得ないのであります。

次に、日本社会党案について申し述べます。

すでに自民党案について述べましたように、社会党案は超過利得税を対象とするのではなく、また累進課税もとらず、租税回避行為の禁止規定もなく、賛成するわけにはまいりません。しかし、自民党案と異なり、資本金の二割相当額の足切り条項がなく、また五億円以下の所得も控除することとして中小企業に対する配慮があり、あえて反対するものではないことをここに表明いたします。

また、公明党提出の案につきましても、納税義務者が資本金一億円以上となつておること、課税所得の倍率が百分の百二十であること、税率が二段階となつておることなどの諸点を除いては、わが党案と大衆において似通つておるのであります。しかし、資本金一億円以上の企業に課税する点は、今日では巨大企業に比し中小企業に対する課税強化となるおそれも強く、直ちにその意味から賛成するわけにはまいりません。

以上のとおり、私は自由民主党案に反対、日本社会党案、公明党案には棄権、わが党の提出いたしました案が今日の情勢に最も適切であることを最後に申し添へまして、討論といたします。(拍手)

○安倍委員長 田中昭二君。

○田中昭二委員 私は、公明党を代表して、たゞいま趣旨説明のありました公明党提出の臨時超過利得税法案に賛成し、自民党提出の会社臨時特別税法案、社会党提出の会社臨時特別税法案並びに共産党提案による臨時超過利得税法案について反対の討論を行なうものであります。

異常な諸物価の高騰によつて、国民生活は破綻の危機に瀕しているといつても過言ではありませ

けられたものであり、この意図的につくられた便乗、先取り等の物価値上げによる超過利得を吸収し、社会還元するため、税制面から課税強化をはかるうとするところは、社会正義、経済的公正を貫くためにも、当面の緊急課題であるといわなければなりません。

そこで、わが党は、こうした経済混乱に乗じて、過大な超過利得を取得した法人、大企業に対して重課の措置を講じ、所得の適正な再分配に資することを目的として、資本金一億円以上の大企業を対象とし、四十六、四十七年度の二年間の所得の平均を基準所得として、その一二〇%をこえる部分を超過利得とみなし、特別税率を課し、さらに業種間の好不況の調整を考慮して、平均基準所得に二〇%以内の加減を認めるなどの内容を骨子とした大法人の超過利得に対して重課の措置を定める臨時特別税法案を公表し、その実現に努力してきたのであります。

しかし、各党、各層、その趣旨は是としながらも、種々意見を異にし、具体的な方策について一致した意見を見るに至らなかったことは、まことに遺憾といわなければなりません。

こうした経済の異常事態に対処する緊急立法は、その背景から見て、時期を失せず、早急に成立をはかることが立法の趣旨に沿うものであり、加えて、与野党合意を見て提案すべきであるとの自民党の強い主張と、各党各様の議論を重ねていたのでは昭和四十八年度内成立が不可能になり、その結果、企業のインフレ利得を放任することになるおそれがあるとの判断から、不十分ながら合意を得るべく、与野党で景気調整的な課税方式を最終検討してまいりましたが、自民党は、みずから示した法人所得五億円以上の企業に対し年五億円をこえる所得につき法人税率一〇%の付加税を課することを骨子とする同案からさらに大きく後退し、資本金の二〇%以上のどちらか高いほうを課税所得の基準とするなど、課税対象所得基準を資本の大きい企業はど有利となる事項を加え、今回の会社臨時特別税法案を提出したものであり、以

上の経緯と骨抜きの内容から見て、これでは大企業のインフレ利得を社会に還元しようとする立法の趣旨に相反するものであり、さらに基本的にわが党の超過利得に課税するという考え方から見て異なつており、同法案に反対せざるを得ないのであります。

次に、社会党提出の会社臨時特別税法案につきましても、同法案が景気調整の機能を重視し、大企業からインフレ利益を吸収しようとする考えについては一応理解できるものの、今日の異常な事態を踏まえて、法人所得が著しく増加した企業を対象に、その増加所得を超過利得として課税しようとするわが党の基本的な考えと異なつており、さらに、同案においては、法人所得五億円以上の金額を課税対象とし、また税率も法人税率の一〇%となつておりますが、課税対象範囲、税率ともにさらに検討すべき余地があり、遺憾ながら賛同しがたいところであります。

最後に、共産党提出、臨時超過利得税については、その立法の趣旨は、わが党の主張する超過利得税方式と同じくするところでありまして、わが党が資本金一億円以上の大法人を対象としているのに対し、資本金十億円以上の大企業に限定されており、対象法人も少なく、さらに課税標準、税額等その内容においても意見を異にし、合意を得るに至らず、賛同しがたいところであります。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

○安倍委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となりました会社臨時特別税法関係四案に反対の討論を行ないます。

第一に、税法の限界について申し上げたいと思ひます。今日、百三十万の会社が利潤を求めて自由に行動しておる。これに対して政治や行政が介入しないことがむしろ資本主義の原則であります。そこには人々の創意くふうを生かすというメリットもありますが、同時に、悪徳業者の横行、生産の無政府状態といったようなデメリットもあり、民社党が常々混合経済を主張しているゆえん

もまたここにあります。

最近における一連の悪徳業法、荒かせぎ等は国民の憤激を買うものでありまして、それは主として経済倫理の退廃、政府の経済政策の誤り、あるいはその取り組みのだらしないさによるものでありまして、政治の責任はまことに重大であります。これを税法によつてすべて解決しようということ、それは自身が無理であります。

第二に、何が不当利得であるか、何が超過利得であるか、何が異常利得であるかということは、にわかには定めがたいと思ひます。さらに、根本的には、利潤追求を使命とする資本主義において、許される利潤の追求と許されない利潤の追求とを区別することはいへん困難な問題であります。最後に、基準所得を上回るものを超過利得とするにしても、その基準年次にたまたま不況であるとか、あるいは輸出が抑圧されておつたとか、あるいはたまたまその年次に企業が創設されたといったような場合には、何をもちてアブノーマルな所得とするかということはいへん決定が困難な問題であります。

したがって、関係法案としましては、この点でそれぞれ各党のお示しになりました案にも矛盾があつて、にわかには賛成し得ないものであります。

ただ、その中で、公明党、共産党両党のお出しになりました案は、課税技術上の困難性の問題においてその考え方を私どもと異にいたしますけれども、超過利得に対する発想の基本についてはおおむね同一であり、これを評価するものであります。自民党、社会党両案につきましては、われわれと発想の基本を異にいたしておりますので、遺憾ながら反対であります。

そうした事情を総合勘案いたしましたして、民社党はこれらの税の限界と超過利得課税の矛盾ということにかんがみまして、早くより売り上げ高利益率を課税基準とすべきことを主張したわけでありまして、すなわち、各企業別に昭和四十五年、六年、七年の三年間の売り上げ高利益率、正確に

えば営業利益率の平均を出して、たとえば紡績業においては大体これは五％であり、製造業については大体八・三％でありまして、これを今後対象となる事業年度の売り上げ高に乘じ、これを上回る当該事業年度の利益の差額を超過利得とするものであります。

およそ売り上げ高というものは、不当な値上げその他のやり方がなければ、一度に急に大きく伸びるものではありません。また原価や営業費等の費用も、売り上げ高に対して一定のバランスを持つべきものであります。われわれは、アブノーマルな超過利得は、この売り上げ高利益率を基準とするときに最も正確にとらえることができると思ひます。

そうした意味において、民社党は、資本金一億円以上の企業のすべてを対象として、その売り上げ高利益率を基準とした課税をしたい。税率はおおむね三〇％、ただし超過利得が五十億円以上百億円未満の場合には三五％、百億円をこえる場合には四〇％とさびしくしておるわけでありまして、これによつて得た税収は、物価安定基金特別会計を創設して、公共料金の値上りの抑制、生鮮食料品の価格の安定に使用しようとしたものであります。

第二に、本問題に取り組む政府の基本的な姿勢についても、われわれはさるる遺憾に存じておることを申し上げたいと思ひます。

悪徳商法と企業のもうけ過ぎは、経済のモラルに関する重大な問題でありまして、政府は当然みずからの責任において必要な法案を提案して、社会正義を貫くべきであつたと思ひます。しかるに、いつの間にか議員立法という形になって、自民党がこれをお引き受けになる。そのまた自民党は、三月期決算に間に合わすためにはあと一週間という時点に至つても、なおかつ法案の提出を見るに至らなかつたのであります。そして去る二十二日に至つて突然、本件は与野党一致の合意を見て提案すべきことをわれわれに申し入れて見えたのであります。この最後の段階で示されまし

た、いわゆる村山私案ということをございますけれども、これは従来の自民党の主張を百八十度転換して、社会党案に近づいたものでありまして、いささかわれわれは自民党の真意を疑つたのであります。しかしながら、問題の重要性と緊急性にかんがみまして、各党の協力一致が必要であるとの大乗の見地に立つて、われわれはこれに一応賛同することに決定したわけでありまして、

しかるに、自民党はきりぎりのどたんばにおいてさらに三転、四転して、企業のもうけ過ぎをねらいとした超過利得税を企業のための配当保障を行なうという、超過所得を攻めるのではなくて、一割の配当を保障するという驚くべき大修正を行なつてきたのであります。

これは二十五億円以上の約四百の大企業にはなほだ有利な修正であり、会社によつては十億円、二十億円の税負担の不当な軽減であり、制裁を抜きにして配当を保障する案であります。特に、悪徳業者に対してわずかに法人税額の一〇％の税をかけるのみであつて、はなはだ不徹底であるのみならず、善意の企業に対しても巻き添えの結果、関係のない税金の負担をしいるというものであります。まして、われわれの断じて許し得ないところであります。

およそ税に必要なものは公平の原則であり、政治の基本は国民の信頼感であります。われわれは転機に立つ日本の政治の再建のために、かかる矛盾の多い特別税に反対し、かつこの特別税をつくる過程において示されました政府・自民党の態度にはなほ遺憾の意を表明し、さらにまた、願わくはこの企業経営の社会化を徹底して、再びこうした悪徳企業の出現することのないように、この際、社会経済の制度改革を急ぐべきことを要求いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○安倍委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず、村山達雄君外一名提出、会社臨時特別税法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○安倍委員長 起立多数、よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、おはかりいたします。

ただいま村山達雄君外一名提出にかかる会社臨時特別税法案を可決いたしました結果、堀昌雄君外二十二名提出にかかる会社臨時特別税法案、村上弘君外三名提出にかかる臨時超過利得税法案及び伏木和雄君外二名提出にかかる臨時超過利得税法案については、いずれも議決を要しないものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○安倍委員長 起立多数。よつて、各案はいずれも議決を要しないものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○安倍委員長 次回は、来たる四月二日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

会社臨時特別税法案(堀昌雄君外二十二名提出)
会社臨時特別税法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 課税標準及びその計算(第四条—第七

条)

第三章 税額の計算(第八条—第十条)

第四章 申告及び納付等(第十一條—第十六條)
第五章 雑則(第十七條—第二十一條)
第六章 罰則(第二十二條—第二十七條)
附則

第一章 總則

(趣旨)

第一條 この法律は、最近における物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として、会社臨時特別税を課税するため必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国会社 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三号(定義)に規定する内国法人である会社(保険業法(昭和十四年法律第四十一号)に規定する相互会社を含む)をいう。
二 外国会社 法人税法第二条第四号に規定する外国法人である会社(保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを含む)をいう。

三 事業年度 法人税法第一章(事業年度)に規定する事業年度をいう。
四 納税地 法人税法第一章(納税地)に規定する納税地をいう。
五 国内源泉所得 法人税法第三章第一章(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得をいう。

六 更正の請求 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十三条第二項(更正の請求)に規定する更正の請求をいう。
七 更正又は決定 国税通則法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正又は同法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

八 会社臨時特別税申告書 第十一条第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六条(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む)の規定による申告書(当該申告書に

係る期限後申告書を含む)をいう。
九 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国税通則法第十八条第二項(期限後申告書)又は第十九条第三項(修正申告書)に規定する期限後申告書又は修正申告書をいう。
(納税義務者)

第三條 内国会社は、この法律により、次条第一項に規定する適用年度の課税標準法人税額につき、会社臨時特別税を納める義務がある。

二 外国会社は、国内源泉所得があるときは、この法律により、次条第一項に規定する適用年度の課税標準法人税額につき、会社臨時特別税を納める義務がある。

第二章 課税標準及びその計算

(内国会社に係る課税標準)

第四條 内国会社の会社臨時特別税の課税標準は、適用年度の課税標準法人税額とする。

二 前項に規定する適用年度とは、その法律の施行の日(以下「施行日」という)から同日以後二年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度をいう。ただし、事業年度の変更その他の事由により、当該各事業年度の月数の合計が二十四月に満たないこととなる内国会社又は当該会社については、これらの会社の施行日以後最初に終了する事業年度の開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度をいう。

三 前項に規定する月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

四 前二項に定めるもののほか、施行日から同日以後二年を経過する日までの期間内に新たに設立された内国会社の適用年度その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(各事業年度の課税標準法人税額の計算)

第五條 内国会社の各事業年度(前条第一項に規定する適用年度に該当する各事業年度をいう。以下同じ)の課税標準法人税額は、各事業年度

の算出法人税額のうち年五億円を超える所得の金額に対応する部分の金額とし、当該金額は、当該算出法人税額に、第一号に掲げる金額のうちに占める第二号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額とする。

一 法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額(清算中の各事業年度の所得の金額を含む)。

二 前号に掲げる金額から年五億円に相当する金額を控除した金額

二 前項に規定する算出法人税額とは、法人税法第六十七條から第七十條の二まで(同族会社の特別税率及び税額控除)の規定及び租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第六十三條(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定を適用しないで計算した場合の各事業年度の所得に対する法人税の額(清算中の事業年度の所得に対する法人税の額を含む、国税通則法第二条第四号(定義)に規定する附帯税の額を除く)をいう。

三 前条第二項ただし書に規定する内国会社の施行日から同日以後二年を経過する日までの期間内に最初に終了する事業年度の開始の日から二年を経過する日以前に開始し、かつ、同日後に終了する事業年度の課税標準法人税額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する計算した金額のうち当該最初に終了する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間で同日を含む事業年度に係るものに対応する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

四 事業年度が一年に満たない内国会社に対する第一項の規定の適用については、同項中「年五億円」とあるのは、「五億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

五 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

六 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の課税標準法人税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。
(外国会社に係る課税標準)

第六條 外国会社の会社臨時特別税の課税標準は、国内源泉所得に係る第四条第一項(内国会社に係る課税標準)に規定する適用年度の課税標準法人税額とする。

(国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額の計算)

第七條 外国会社の国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額は、国内源泉所得に係る各事業年度の法人税の額を基礎として、政令で定めるところにより、第五条(各事業年度の課税標準法人税額の計算)の規定に準じて計算した金額とする。

第三章 税額の計算

(内国会社に係る税率)

第八條 内国会社に対して課する会社臨時特別税の額は、各事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。
(外国税額の控除)

第九條 会社臨時特別税申告書提出する内国会社が各事業年度において法人税法第六十九條第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税を納付し、かつ、同項の規定の適用を受ける場合において、当該外国法人税の額のうち同項の控除限度額を超える金額があるときは、当該事業年度の課税標準法人税額につき前条の規定を適用して計算した会社臨時特別税の額のうち、当該事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した額を限度として、当該超える金額を第十二條(会社臨時特別税の期限後申告による納付)の規定により申告納付すべき会社臨時特別税の額から控除する。

二 法人税法第六十九條第七項及び第九項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第十條 外国会社に対して課する会社臨時特別税の額は、国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

(課税標準及び税額の申告)

第十一条 内国会社は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならぬ。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき第八

条(内国会社に係る税率)及び第九条(外国税額の控除)の規定を適用して計算した会社臨時特別税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他
蔵省令で定める事項

2 法人税法第七十五条（確定申告書の提出期限の延長）の規定は、会社臨時特別税申告書の提出期限について準用する。

(会社臨時特別税の期限内申告による納付)

第十二条 前条第一項の規定による申告書を提出した内国会社は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する会社臨時特別税を国に納付しなければならない。

第十三条 法人税法第八十二条（前事業年度の注

人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)の増定は、会社臨時特別税申告書に記載すべき第一条第一項第一号若しくは第二号(課税標準平平均税額の申告)に掲げる金額又は同法第二條第三十一号(定義)に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四條第一項第一号から第五号まで(確定申告書の記載事項)に掲げる金額につ

き、修正申告書を提出し又は更正若しくは決定を受けた内国会社について、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、これらに係る事業年度後の事業年度の会社臨時特別税申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第十一条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合に、準用する。

第十四条 内国会社が法人税法第二百一条第一

項（青色申告）の承認を受けている場合には、会社臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

第十五条 法人税法第百三十条から第百三十二条

まで（青色申告書に係る更正等）の規定は、内国
会社の各事業年度の会社臨時特別税に係る課税
標準又は会社臨時特別税の額の更正又は決定に
ついて準用する。

第十六条 第十一条第一項（課税標準及び税額の

申告）及び第十二条から第十四条まで（会社臨時特別税の期限内申告による納付等）並びに法人税法第七十五条（確定申告書の提出期限の延長）及び第百三十条から第百三十二条まで（青色申告書に係る更正等）の規定は、外国会社の各事業年度の課税標準法人税額に対する会社臨時特別税についての申告、納付、更正の請求、青色申告及び更正又は決定について準用する。

(代表者等の自署押印)

第十七条 法人税法第百五十一条（代表者等の白
署押印）の規定は、会社（内国会社及び外国会社）
をいう。以下同じ。の提出する会社臨時特別税
申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。
次条において同じ。）について準用する。
（申告書の公示）

第十八条 税務署長は、会社臨時特別税申告書に記載された各事業年度の第十一条第一項第二号（会社臨時特別税の納付税額）に掲げる税額がある会社について、大蔵省令で定めるところにより、その会社の名称、当該申告書に記載された課税標準法人税額及び会社臨時特別税の額その他の事項を公示しなければならない。

（当該職員の実地検査権）

3 前項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する会社に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十九条 国税庁の当該職員又は会社の納税地の

所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、会社臨時特別税に関する調査について必要があるときは、会社に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、会社臨

時特別税に関する調査について必要があるときは、会社に対し、金銭の支払若しくは物品の譲

渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると

認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

（会社臨時特別税に係る法人税法等の適用の特例）

第二十条 会社臨時特別税に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第八十二条(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)	第九十四条第一号(法人税額等の残余財産価額への算入)	第十五条第二項第三号(納税義務の成立)	第二十一条第二項(納税申告書の提出先等)又は決定の所轄庁、第三十三条第二項(賦課決定の所轄庁)及び第四十三条第二項(国税の徴収の所轄庁)	第七十五条第四項第一号(国税に関する処分について不服申立て)	第八十五条第一項(納税地異動の場合における異議申立先等)及び第八十六条第一項(異議申立事件の決定機関の特例)	第三十六条第二号(実質課税額等の第二次納税義務)	第五十三条第八項(道府県民税の外国税額控除)	第三百二十一条の八第八項(市町村民税の外国税額控除)
掲げる金額につき	法人税の所得に対する法人税	法人税	法人税	又は法人税法	法人税	法人税法第百三十二条(同族会社等の行為又は計算の否認)	控除限度額	控除限度額及び
掲げる金額又は会社臨時特別税法第百三十二条第一号若しくは第二号(課税標準又は税額の申告)に掲げる金額につき	法人税又は会社臨時特別税の所得に対する法人税及び当該各事業年度の会社臨時特別税法に規定する課税標準法人税額に対する会社臨時特別税	法人税及び会社臨時特別税	法人税、会社臨時特別税	法人税法又は会社臨時特別税法(昭和四十九年法律第...号)	法人税、会社臨時特別税	法人税法第百三十二条(同族会社等の行為又は計算の否認)及び別法(昭和四十九年法律第...号)第十五条(更正及び決定)及び第十六条(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。	控除限度額と会社臨時特別税法(昭和四十九年法律第...号)第九條第一項(外国税額の控除)に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額	控除限度額及び会社臨時特別税法第九條第一項(外国税額の控除)に規定する政令で定めるところにより計算した金額と
							政令で定めるものとの合計額	政令で定めるものとの合計額

- 2 前項に定めるもののほか、法人税又は会社臨時特別税に関する国税通則法の規定の適用については、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところによる。

一 法人税又は会社臨時特別税の更正、決定又は国税通則法第三十二条第五項(賦課決定)に規定する賦課決定(以下「更正決定等」という。)に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決、決定若しくは判決(以下「裁決等」という。)による原処分の変更又は更正の請求に基づく更正に伴つて課税標準等又は税額等(同法第十九条第一項(修正申告)に規定する課税標準等及び税額等をいう。以下同じ。)に異動を生ずべき会社臨時特別税又は法人税で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものがある場合、同法第七十一条第一号(国税の更正、決定等の期間制限の特例)の規定の適用については、法人税及び会社臨時特別税は、これを一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は会社臨時特別税の更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は会社臨時特別税と納税義務者及び事業年度を共通にする他の会社臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるとき、国税通則法第九十一条第一項若しくは第二項(他の審査請求に伴うみなす審査請求)、第四百四条第二項(併合審査等)又は第四百五十五条第一項第二号(不服申立ての前置等)の規定の適用については、当該他の会社臨時特別税又は法人税については、当該更正決定等は、当該法人税又は会社臨時特別税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、会社臨時特別税に関する法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な技術的調整その他の事項は、政令で定める。

(政令への委任)
- 第二十一条 第四条から前条まで(内国会社に係る課税標準等)に定めるもののほか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十二条 偽りその他の不正の行為により、第二十一条第二号(申告に係る会社臨時特別税額)(第十六条(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)に規定する会社臨時特別税の額につき会社臨時特別税を免れた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた会社臨時特別税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた会社臨時特別税の額に相当する金額以下とすることができ。

第二十三条 正当な理由がなく、第二十一条第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六条(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二十四条 第十七条(代表者の自署押印)において準用する法人税法第百五十一条第一項から第三項まで(代表者等の自署押印)の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する第七十七条に規定する会社臨時特別税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項又は第二項(当該職員の実問検査権)これらの規定を同条第三項において

て準用する場合を含む。の規定による当該職員
員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答
弁をし、又はこれらの規定による検査を拒
み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書
類を提示した者

第二十六条 会社臨時特別税の調査に関する事務
に従事している者又は従事していた者が、その
事務に関し知ることのできた秘密を漏らし又
は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は
三万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に関し第二十一条（会社臨時特別
税を免れる罪）、第二十三条（申告書を提出しな
い罪）又は第二十五条（検査を拒む等の罪）の違
反行為をしたときは、その行為者を罰するほ
か、その法人又は人に対して各本条の罰金を科
する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十九年三月三十一日から
施行する。

(税率に関する経過措置)
2 会社の施行日から昭和四十九年四月三十日ま
での間に終了する事業年度の課税標準法人税額
に対する第八條（内国会社に係る税率）及び第十
條（外国会社に係る税率）の規定の適用について
は、これらの規定中「百分の十」とあるのは、「百
分の十・八」とする。

(廃止)
3 この法律は、第一条（趣旨）に規定する事態が
消滅したと認められるに至つたときは、施行日
から二年以内においても、廃止するものとす
る。この場合においては、会社の施行日から一
年以内に終了する事業年度についてこの法律が
適用されることとなる等必要な措置を講じなけ
ればならない。

理由

最近における物価の高騰その他の我が国経済の
異常な事態にかんがみ、臨時の措置として、会社
臨時特別税の制度を設ける必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

会社臨時特別税法案付上達議員外一名提出
会社臨時特別税法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 課税標準及びその計算（第四条—第七
条）
- 第三章 税額の計算（第八条—第十条）
- 第四章 申告及び納付等（第十一条—第十六条）
- 第五章 雑則（第十七条—第二十一条）
- 第六章 罰則（第二十二条—第二十七条）
- 附則
- 第一章 総則
- (趣旨)
- 第一条 この法律は、最近における物価の高騰そ
の他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、臨
時の措置として、会社臨時特別税を課税するた
め必要な事項を定めるものとする。
- (定義)
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 内国会社 法人税法（昭和四十年法律第三
十四号）第二条第三号（定義）に規定する内国
法人である会社（保険業法（昭和十四年法律第
四十一号）に規定する相互会社を含む。）をい
う。
- 二 外国会社 法人税法第二条第四号に規定す
る外国法人である会社（保険業法に規定する
相互会社に準ずるものとして政令で定めるも
のを含む。）をいう。
- 三 事業年度 法人税法第一編第五章（事業年

度）に規定する事業年度をいう。

四 納税地 法人税法第一編第六章（納税地）に
規定する納税地をいう。

五 国内源泉所得 法人税法第三編第一章（国
内源泉所得）に規定する国内源泉所得をいう。

六 更正の請求 国税通則法（昭和三十七年法
律第六十六号）第二十三条第二項（更正の請
求）に規定する更正の請求をいう。

七 更正又は決定 国税通則法第二十四条（更
正）若しくは第二十六条（再更正）の規定によ
る更正又は同法第二十五条（決定）の規定によ
る決定をいう。

八 会社臨時特別税申告書 第十一条第一項
（課税標準及び税額の申告）（第十六条（外国会
社の申告及び納付等））において準用する場合
を含む。の規定による申告書（当該申告書に
係る期限後申告書を含む。）をいう。

九 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国
税通則法第十八条第二項（期限後申告書）又は
第十九条第三項（修正申告書）に規定する期限
後申告書又は修正申告書をいう。

(納税義務者)
第三条 内国会社は、この法律により、次条第一
項に規定する適用年度の課税標準法人税額につ
き、会社臨時特別税を納める義務がある。

2 外国会社は、国内源泉所得があるときは、こ
の法律により、次条第一項に規定する適用年度
の課税標準法人税額につき、会社臨時特別税を
納める義務がある。

第二章 課税標準及びその計算
(内国会社に係る課税標準)
第四条 内国会社の会社臨時特別税の課税標準
は、適用年度の課税標準法人税額とする。

2 前項に規定する適用年度とは、この法律の施
行の日（以下「施行日」という。）から同日以後二
年を経過する日までの期間内に終了する各事業
年度をいう。ただし、事業年度の変更その他の
事由により、当該各事業年度の月数の合計が二

十四月に満たないこととなる内国会社又は当該
月数の合計が二十四月を超えることとなる内国
会社については、これらの会社の施行日以後最
初に終了する事業年度の開始の日から同日以後
二年を経過する日までの期間内の日を含む各事
業年度をいう。

3 前項に規定する月数は、暦に従つて計算し、
一月に満たない端数を生じたときは、これを一
月とする。

4 前二項に定めるもののほか、施行日から同日
以後二年を経過する日までの期間内に新たに設
立された内国会社の適用年度その他第一項の規
定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(各事業年度の課税標準法人税額の計算)
第五条 内国会社の各事業年度（前条第一項に規
定する適用年度に該当する各事業年度をいう。
以下同じ。）の課税標準法人税額は、各事業年度
の算出法人税額のうち年五億円（年五億円が当
該各事業年度終了の時ににおける資本の金額又は
出資金額の年百分の二十に相当する金額に満た
ない場合には、当該金額とする。第二号におい
て同じ。）を超える所得の金額に対応する部分の
金額とし、当該金額は、当該算出法人税額に、
第一号に掲げる金額のうちに占める第二号に掲
げる金額の割合を乗じて計算した金額とする。

一 法人税の課税標準である各事業年度の所得
の金額（清算中の各事業年度の所得の金額を
含む。）

二 前号に掲げる金額から年五億円に相当する
金額を控除した金額

2 前項に規定する算出法人税額とは、法人税法
第六十七條から第七十條の二まで（同族会社の
特別税率及び税額控除）の規定及び租税特別措
置法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十三條
（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定を
適用しないで計算した場合の各事業年度の所得
に対する法人税の額（清算中の事業年度の所得
に対する法人税の額を含む。国税通則法第二条

第四号(定義)に規定する附帯税の額を除く。)をいう。

3 前条第二項ただし書に規定する内国会社の施行日から同日以後二年を経過する日までの期間内に最初に終了する事業年度の開始の日から二年を経過する日以前に開始し、かつ、同日後に終了する事業年度の課税標準法人税額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する計算した金額のうち当該最初に終了する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間で同日を含む事業年度に係るものに対応する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

4 事業年度が一年に満たない内国会社に対する第一項の規定の適用については、同項中「年五億円」とあるのは「五億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数乗じて計算した金額と、」の年百分の二十に相当する」とあるのは「に、百分の二十を十二で除し、これに当該事業年度の月数乗じて算出した割合を乗じて計算した」とする。

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、資本又は出資を有しない内国会社の資本の金額又は出資金額の計算その他第一項の課税標準法人税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国会社に係る課税標準)

第六条 外国会社の会社臨時特別税の課税標準は、国内源泉所得に係る第四条第一項(内国会社に係る課税標準)に規定する適用年度の課税標準法人税額とする。

(国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額の計算)

第七条 外国会社の国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額は、国内源泉所得に係る

各事業年度の法人税の額を基礎として、政令で定めるところにより、第五条(各事業年度の課税標準法人税額の計算)の規定に準じて計算した金額とする。

第三章 税額の計算

(内国会社に係る税率)

第八条 内国会社に対して課する会社臨時特別税の額は、各事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国税額の控除)

第九条 会社臨時特別税申告書を提出する内国会社が各事業年度において法人税法第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税を納付し、かつ、同項の規定の適用を受ける場合において、当該外国法人税の額のうち同項の控除限度額を超える金額があるときは、当該事業年度の課税標準法人税額につき前条の規定を適用して計算した会社臨時特別税の額のうち、当該事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した額を限度として、当該超える金額を第十二条(会社臨時特別税の期限内申告による納付)の規定により申告納付すべき会社臨時特別税の額から控除する。

2 法人税法第六十九条第七項及び第九項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(外国会社に係る税率)

第十条 外国会社に対して課する会社臨時特別税の額は、国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

第四章 申告及び納付等

(課税標準及び税額の申告)

第十一条 内国会社は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出すること

を要しない。

第十四条 内国会社が法人税法第二百一十一条第一項(青色申告)の承認を受けている場合には、会社臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき第八条(内国会社に係る税率)及び第九条(外国税額の控除)の規定を適用して計算した会社臨時特別税の額

(更正及び決定)

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

第十五条 法人税法第二百三十条から第二百三十二条まで(青色申告書に係る更正等)の規定は、内国会社の各事業年度の会社臨時特別税に係る課税標準又は会社臨時特別税の額の更正又は決定について準用する。

2 法人税法第七十五条(確定申告書の提出期限の延長)の規定は、会社臨時特別税申告書の提出期限について準用する。

第十六条 第十一項(課税標準及び税額の申告)及び第十二条から第十四条まで(会社臨時特別税の期限内申告による納付等)並びに法人税法第七十五条(確定申告書の提出期限の延長)及び第二百三十条から第二百三十二条まで(青色申告書に係る更正等)の規定は、外国会社の各事業年度の課税標準法人税額に対する会社臨時特別税についての申告、納付、更正の請求、青色申告及び更正又は決定について準用する。

第十二条 前条第一項の規定による申告書を提出した内国会社は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する会社臨時特別税を国に納付しなければならない。

(更正の請求の特例)

第十三条 法人税法第八十二条(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)の規定は、会社臨時特別税申告書に記載すべき第十一項第一号若しくは第二号(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額又は同法第二十三条第一号(定義)に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで(確定申告書の記載事項)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し又は更正若しくは決定を受けた内国会社について、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、これらに係る事業年度の事業年度の会社臨時特別税申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第十一項第一号又は第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合に、準用する。

(代表者等の自署押印)

第十四条 法人税法第五十一条(代表者等の自署押印)の規定は、会社(内国会社及び外国会社をいう。以下同じ。)の提出する会社臨時特別税申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。次条において同じ。)について準用する。

第五章 雑則

第十八条 税務署長は、会社臨時特別税申告書に記載された各事業年度の第十一項第一号第二号(会社臨時特別税の納付税額)に掲げる税額がある会社について、大蔵省令で定めるところにより、その会社の名称、当該申告書に記載された課税標準法人税額及び会社臨時特別税の額その他の事項を公示しなければならない。

(当該職員の間接検査)

第十九条 国税庁の当該職員又は会社の納税地の

所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、会社臨時特別税に関する調査について必要があるときは、会社に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、会社臨時特別税に関する調査について必要があるときは、会社に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のものに所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する会社に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（会社臨時特別税に係る法人税法等の適用の特例）

第二十条 会社臨時特別税に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法律	条 項	読み替へる字句	読み替へた字句
法人税法	第二十八号（定義）	法人税（）	会社臨時特別税（附帯税を除く。）及び法人税（）
	第三十八号第一項（法人税額等の損金不算入）	法人税の額	会社臨時特別税の額及び法人税の額
	第六十七号第二項（同族会社の特別税率）	延長の場合の利子税（）	延長の場合の利子税（会社臨時特別税（昭和四十九年法律第二十号））
	第六十九号第二項（外国税額の控除）	から、当該事業年度の所得	から、当該事業年度の会社臨時特別税に規定する課税標準法人税額に課税（内国会社に係る税率）及び第九号（外国税額の控除）の規定により計算した会社臨時特別税の額及び当該事業年度の所得
	第八十二号（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）	掲げる金額につき	掲げる金額又は会社臨時特別税法第九号（課税標準又は税額の申告）に掲げる金額につき

国税通則法	第九十四号第一号（法人税額等の残余財産価値への算入）	法人税の所得に対する法人税	法人税又は会社臨時特別税の所得に対する法人税及び当該各事業年度の会社臨時特別税法に規定する課税標準法人税額に対する会社臨時特別税
第十五号第二項第三号（納税義務の成立）	法人税	法人税及び会社臨時特別税	
第二十一号第二項（納税申告書の提出先等）	法人税	法人税、会社臨時特別税	
第三十三号第二項（賦課決定の所轄庁）及び第四十三号第二項（国税の徴収の所轄庁）	法人税	法人税、会社臨時特別税	
第七十五号第四項第一号（国税に関する処分についての不服申立て）	又は法人税法	法人税法又は会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第二十号）	
第八十五号第一項（納税地異動の場合における異議申立先等）及び第八十六号第一項（異議申立事件の決定機関の特例）	法人税	法人税、会社臨時特別税	
第三十六号第二号（実質課税額等の第二次納税義務）	法人税法第九十三号（同族会社等の行為又は計算の否認）	法人税法第九十三号（同族会社等の行為又は計算の否認）	法人税法第九十三号（同族会社等の行為又は計算の否認）（会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第二十号））
第五十三号第八項（道府県民税の外国税額控除）	控除限度額	控除限度額	控除限度額と会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第二十号）第九号（第一項（外国税額の控除））に規定する金額との合計額
第三百二十一号の八第八項（市町村民税の外国税額控除）	控除限度額及び政令で定めるもの	控除限度額及び政令で定めるもの	控除限度額及び会社臨時特別税法第九号（第一項（外国税額の控除））に規定する金額と
	政令で定めるもの	政令で定めるもの	政令で定めるものとの合計額

2 前項に定めるもののほか、法人税又は会社臨時特別税に関する国税通則法の規定の適用については、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところによる。

一 法人税又は会社臨時特別税の更正、決定又は国税通則法第三十二条第五項(賦課決定)に規定する賦課決定(以下「更正決定等」という。)に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決、決定若しくは判決(以下「裁決等」という。)による原処分の変更又は更正の請求に基づき更正に伴つて課税標準等又は税額等(同法第十九条第一項(修正申告)に規定する課税標準等及び税額等をいう。以下同じ。)に異動を生ずべき会社臨時特別税又は法人税で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものがある場合 同法第七十一条第一号(国税の更正、決定等の期間制限の特例)の規定の適用については、法人税及び会社臨時特別税は、これを一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は会社臨時特別税の更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は会社臨時特別税と納税義務者及び事業年度を共通にする他の会社臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるとき 国税通則法第九十条第一項若しくは第二項(他の審査請求に伴うみなす審査請求)、第百四条第二項(併合審査等)又は第百十五条第一項第二号(不服申立ての前置等)の規定の適用については、当該他の会社臨時特別税又は法人税については、当該更正決定等は、当該法人税又は会社臨時特別税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、会社臨時特別税に関する法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な技術的統替えその他の事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十一条 第四条から前条まで(内国会社に係る課税標準等)に定めるもののほか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十二條 偽りその他不正の行為により、第二十一条第一項第二号(申告に係る会社臨時特別税額)(第十六条(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)に規定する会社臨時特別税の額につき会社臨時特別税を免れた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた会社臨時特別税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた会社臨時特別税の額に相当する金額以下とすることが出来る。

第二十三條 正当な理由がなく第二十一条第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六条(外国会社の申告及び納付等))において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十四條 第十七条(代表者の自署押印)において準用する法人税法第五十一条第一項から第三項まで(代表者等の自署押印)の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する第十七条に規定する会社臨時特別税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項又は第二項(当該職員員の質問検査権)(これらの規定を同条第三項において

て準用する場合を含む。)の規定による当該職員員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第二十六條 会社臨時特別税の調査に關する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二十二條(会社臨時特別税を免れる罪)、第二十三條(申告書を提出しない罪)又は第二十五條(検査を拒む等の罪)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年三月三十一日から施行する。

(税率に關する経過措置)

2 会社の施行日から昭和四十九年四月三十日までとの間に終了する事業年度の課税標準法人税額に対する第八條(内国会社に係る税率)及び第十條(外国会社に係る税率)の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは、「百分の十・八」とする。

(廃止)

3 この法律は、第一条(總旨)に規定する事態が消滅したと認められるに至つたときは、施行日から二年以内においても、廃止するものとす。この場合においては、会社の施行日から一年以内を終了する事業年度についてこの法律が適用されることとなる等必要な措置を講じなければならぬ。

理由

最近における物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として、会社臨時特別税の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時超過利得税法(附上掲外三項提出)
臨時超過利得税法

目次

- 第一章 總則(第一条—第四条)
- 第二章 課税標準及びその計算(第五条—第八章)
- 第三章 税額の計算(第九条—第十条)
- 第四章 申告及び納付等(第十一条—第十六条)
- 第五章 雑則(第十七条—二十条)
- 第六章 罰則(第二十一条—二十六条)
- 附則
- 第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、最近における物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として法人の著しく増加した所得に對し臨時超過利得税を課税することにより、国民生活の安定と社会的公正の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人又は外国法人 それぞれ法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三号又はは第四号(定義)に規定する内国法人又は外国法人をいう。

二 事業年度 法人税法第一編第五章(事業年度)に規定する事業年度をいい、その事業年度が一年である場合は、当該事業年度をその開始の日以後六月ごとに区分した各期間をいう。

三 納税地 法人税法第一編第六章(納税地)に

規定する納税地をいう。

四 国内源泉所得 法人税法第三編第一章（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得をいう。

五 更正の請求 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第二項（更正の請求）に規定する更正の請求をいう。

六 更正又は決定 国税通則法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正又は同法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

七 臨時超過利得税申告書 第十一条第一項（課税標準及び税額の申告）（第十六条（外国法人の申告及び納付等））において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

八 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国税通則法第十八条第二項（期限後申告書）又は第十九条第三項（修正申告書）に規定する期限後申告書又は修正申告書をいう。

（納税義務者）

第三条 内国法人である会社で資本の金額若しくは出資の金額が十億円以上であるもの又は適用期間（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から同日以後一年を経過する日までの期間をいう。以下同じ。）に係る各事業年度の所得の金額が二億五千万円以上であるもの及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社は、この法律により、その各事業年度の臨時超過利得につき、臨時超過利得税を納める義務がある。

2 外国法人である会社で資本の金額若しくは出資の金額が十億円以上であるものうち国内源泉所得を有するもの又は国内源泉所得に係る適用期間に係る各事業年度の所得の金額が二億五千万円以上であるもの及び保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるもので国内源泉所得を有するものは、この法律により、その各事業年度の臨時超過利得につき、臨

時超過利得税を納める義務がある。

3 事業年度が六月である会社（内国法人である会社及び外国法人である会社をいう。以下この項において同じ。）以外の会社に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「二億五千万円」とあるのは、「二億五千万円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（所得の帰属に関する通則）
第四条 法人税法第一編第四章（所得の帰属に関する通則）の規定は、各事業年度の臨時超過利得に係る収益の帰属並びに信託財産に係る収入及び支出の帰属について準用する。

第二章 課税標準及びその計算

第五条 内国法人である会社（保険業法に規定する相互会社を含む。以下「内国会社」という。）の臨時超過利得税の課税標準は、適用期間内に終了する各事業年度（適用期間内に事業年度を変更した内国会社については、適用期間内の日を含む各事業年度とする。以下同じ。）の臨時超過利得の金額とする。

（各事業年度の臨時超過利得の金額の計算）
第六条 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額（適用期間内に事業年度を変更した内国会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする。）とする。

2 前項に規定する調整所得金額とは、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、当該各事業年度に係る次の各号に掲げる金額に相当する金額の合計額を加算した金額をいう。

一 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十

六号）第四十三条から第五十条まで（特別償却等）及び第五十二条から第五十二条の四まで（準備金方式による特別償却等）の規定により損金の額に算入された金額

二 租税特別措置法第五十三条から第五十六条まで（価格変動準備金等）、第五十六条の四から第五十七条の二まで（特定鉄道工事償却準備金等）、第五十七条の四から第五十七条の六まで（異常危険準備金）、第五十八條の二（探鉱準備金）及び第六十八條の二（通貨調整後に取得した長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例）の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

三 法人税法第五十二条から第五十六条の二まで（貸倒引当金等）の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

3 内国会社が、この法律の適用を受ける事業年度（以下「適用事業年度」という。）において、その有するたな卸資産（法人税法第二十一条に規定するたな卸資産をいう。以下この条において同じ。）又は減価償却資産（同条第二十四条に規定する減価償却資産をいう。以下この条において同じ。）につき、法人税に関する法令の規定に基づき、その評価の方法又は償却の方法を適用期間の直前に終了した事業年度に選定していた方法と異なる方法に変更した場合において、その変更後の評価の方法又は償却の方法により計算した適用事業年度に係る売上原価その他これに準ずる原価の額又は償却費として損金の額に算入する金額がその変更前の評価の方法又は償却の方法により計算した場合における当該原価の額又は当該金額よりも増加することとなるときは、当該増加することとなる金額として政令で定めるところにより計算した金額を前

項に規定する調整所得金額に加算した金額をもつて、同項に規定する調整所得金額とする。この場合において、当該計算した金額がたな卸資産に係るものであるときは、当該金額を加算した適用事業年度の翌適用事業年度の調整所得金額から当該計算した金額のうちたな卸資産に係るものを控除する。

4 法人税の課税標準の計算の基礎となる事業年度が一年である内国会社の第一項に規定する調整所得金額は、前二項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

5 第一項に規定する基準所得金額とは、基準期間（昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）内に終了する各事業年度の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百三十を乗じて計算した金額をいう。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、法人税法第二十一条（定義）に規定する合併法人である内国会社、基準期間内に新たに設立された内国会社又は基準期間若しくは適用期間内に事業年度を変更した内国会社の第一項の基準所得金額の計算その他同項の臨時超過利得の金額の計算に必要事項は、政令で定める。

（外国会社に係る課税標準）

第七条 外国法人である会社（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下「外国会社」という。）の臨時超過利得税の課税標準は、国内源泉所得に係る適用期間内に終了する各事業年度の臨時超過利得の金額とする。

（国内源泉所得に係る臨時超過利得の金額の計算）

第八条 外国会社の国内源泉所得に係る各事業年度の臨時超過利得の金額は、法人税の課税標準である国内源泉所得に係る各事業年度の所得の金額を基礎として、政令で定めるところによ

り、第六条（各事業年度の臨時超過利得の金額の計算）の規定に準じて計算した金額とする。

第三章 税額の計算

（内国会社に係る税率）

第九条 内国会社に対して課する臨時超過利得税の額は、各事業年度の臨時超過利得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 二億五千万円以下の金額 百分の十二
二 二億五千万円を超え、五億円以下の金額 百分の十五

三 五億円を超え、十五億円以下の金額 百分の二十
四 十五億円を超え、五十億円以下の金額 百分の二十五

五 五十億円を超える金額 百分の三十

2 事業年度が六月である内国会社以外の内国会社に対する前項の規定の適用については、同項中「二億五千万円」とあるのは「二億五千万円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「五億円」とあるのは「五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「十五億円」とあるのは「十五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「五十億円」とあるのは「五十億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

（外国会社に係る税率）

第十条 外国会社に対して課する臨時超過利得税の額は、国内源泉所得に係る各事業年度の臨時超過利得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 二億五千万円以下の金額 百分の十二
二 二億五千万円を超え、五億円以下の金額 百分の十五

三 五億円を超え、十五億円以下の金額 百分の二十

の二十

四 十五億円を超え、五十億円以下の金額 百分の二十五

五 五十億円を超える金額 百分の三十

2 事業年度が六月である外国会社以外の外国会社に対する前項の規定の適用については、同項中「二億五千万円」とあるのは「二億五千万円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「五億円」とあるのは「五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「十五億円」とあるのは「十五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「五十億円」とあるのは「五十億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

第四章 申告及び納付等

（課税標準及び税額の申告）

第十一条 内国会社は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の課税標準である臨時超過利得の金額
二 前号に掲げる臨時超過利得の金額につき第九条（内国会社に係る税率）の規定を適用して計算した臨時超過利得税の額
三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 法人税法第七十五条（確定申告書の提出期限の延長）の規定は、臨時超過利得税についての前項の規定による申告について準用する。

（臨時超過利得税の期限内申告による納付）

第十二条 前条第一項の規定による申告書を提出した内国会社は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する臨時超過利得税を国に納付しなければならない。

（更正の請求の特例）

第十三条 法人税法第八十二条（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）の規定は、臨時超過利得税申告書に記載すべき第十一号第一項第一号又は第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し又は更正若しくは決定を受けた内国会社について、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、これらに係る事業年度後の事業年度の臨時超過利得税申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第十一号第一項第一号又は第二号に掲げる金額（これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合に、準用する。

（青色申告）

第十四条 内国会社が法人税法第二百一十一条第一項（青色申告）の承認を受けている場合には、臨時超過利得税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

（更正及び決定）

第十五条 法人税法第三百三十条から第三百三十二条まで（青色申告書に係る更正等）の規定は、内国会社の各事業年度の臨時超過利得に対する臨時超過利得税に係る課税標準又は臨時超過利得税の額の更正又は決定について準用する。

（外国会社の申告及び納付等）

第十六条 第十一号第一項（課税標準及び税額の申告）及び第十二条から第十四条まで（臨時超過利得税の期限内申告による納付等）並びに法人税法第七十五条（確定申告書の提出期限の延長）及び第三百三十条から第三百三十二条まで（青色申告書に係る更正等）の規定は、外国会社の各事業年度の臨時超過利得に対する臨時超過利得税についての申告、納付、更正の請求、青色申告及び更正又は決定について準用する。

第五章 雑則

（代表者等の自署押印）

第十七条 法人税法第五十一条（代表者等の自署押印）の規定は、会社（内国会社及び外国会社をいう。以下同じ。）の提出する臨時超過利得税申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）について準用する。

（当該職員の間接検査権）

第十八条 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、臨時超過利得税に関する調査について必要があるときは、会社に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、臨時超過利得税に関する調査について必要があるときは、会社に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外に、当該職員にその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する会社に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（臨時超過利得税に係る法人税法等の適用の特例）

第十九条 臨時超過利得税に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法律	条 項	読み替へる字句	読み替へた字句
法人税法	第二十八条第一項(法定額等)の損金不算入)	法人税の額	臨時超過利得税(附帯税を除く。)又は法人税
	第三十八条第一項(法人税額等の損金不算入)	法人税の額	臨時超過利得税の額及び法人税の額
	第六十七條第二項(同族会社の特別税率)	から、当該事業年度の所得	から、当該事業年度の臨時超過利得の金額につき臨時超過利得税第九條(内国会社に係る税率)の規定により計算した臨時超過利得税の額及び当該事業年度の所得
	第九十四條第一号(法人税額等の残余財産価額への算入)	法人税の所得に対する法人税	法人税又は臨時超過利得税の所得に対する法人税及び解散の日属する事業年度の臨時超過利得税法第二十二條第二号(定義)に規定する事業年度の各事業年度の臨時超過利得に對する臨時超過利得税
国税通則法	第十五條第二項第三号(納税義務の成立)	法人税	法人税及び臨時超過利得税
	第二十一條第二項(納税申告書の提出先等)又第三十條第二項(更正又は決定の所轄庁)第三十三條第二項(賦課決定の所轄庁)及び第四十三條第二項(国税の徴収の所轄庁)	法人税	法人税、臨時超過利得税
	第七十五條第四項第一号(国税に関する処分についての不服申立て)	又は法人税法	法人税法又は臨時超過利得税法(昭和四十九年法律第 号)
	第八十五條第一項(納税地異動の場合における異議申立先等)及び第八十六條第一項(異議申立事件の決定機関の特例)	法人税	法人税、臨時超過利得税

国稅徴収法
(昭和三十
四年法律第
百四十七
号)

第三十六條第一号(実質課税額等の第二次納税義務)

法人税法第十一條(実質所得者課税の原則)

法人税法第十一條(実質所得者課税の原則)臨時超過利得税法(昭和四十九年法律第 号)第四條(所得の帰属に関する通則)において準用する場合を含む。

地方税法
(昭和二十
五年法律第
二百二十六
号)

第二十三條第一項第三号(法人税額の意義)

第二十三條第一項第四号(法人税額の意義)

第二十三條第二項(実質課税額等の第二次納税義務)

法人税法第百三十二條(同族会社等の行為又は計算の否認)

法人税法第百三十二條(同族会社等の行為又は計算の否認)臨時超過利得税法(昭和四十九年法律第 号)第六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。

法人税額	法人税額	法人税額	法人税額	法人税額	法人税額
四 法人税額	四 法人税額	四 法人税額	四 法人税額	四 法人税額	四 法人税額
控除前のもの	控除前のもの	控除前のもの	控除前のもの	控除前のもの	控除前のもの
法人税額	法人税額	法人税額	法人税額	法人税額	法人税額
法人税額及び臨時超過利得税額	法人税額及び臨時超過利得税額	法人税額及び臨時超過利得税額	法人税額及び臨時超過利得税額	法人税額及び臨時超過利得税額	法人税額及び臨時超過利得税額

2 前項に定めるもののほか、臨時超過利得税に關する法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他の事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十條 第四條から前条まで(所得の帰属に關する通則等)に定めるもののほか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十一條 偽りその他不正の行為により、第十二條第一項第二号(申告に係る臨時超過利得税額)(第十六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む)に規定する臨時超過利得税の額につき臨時超過利得税を免れた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下

第二章 課税標準及びその計算

第五節 内国法人である会社（保険業法に規定する相互会社を含む。以下「内国会社」という。）の臨時超過利得税の課税標準は、適用期間内に終了する各事業年度（適用期間内に事業年度を変更した内国会社については、適用期間内の日を含む各事業年度とする。以下同じ。）の臨時超過利得の金額とする。

第六節 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額（適用期間内に事業年度を変更した内国会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする。）とする。

第六節 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額の計算

第六節 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額（適用期間内に事業年度を変更した内国会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする。）とする。

第七節 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額（適用期間内に事業年度を変更した内国会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする。）とする。

第八節 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額（適用期間内に事業年度を変更した内国会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする。）とする。

第九節 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額（適用期間内に事業年度を変更した内国会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする。）とする。

第十節 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額（適用期間内に事業年度を変更した内国会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする。）とする。

第十一節 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額（適用期間内に事業年度を変更した内国会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする。）とする。

三 法人税法第五十二条から第五十六条の二まで（貸倒引当金等）の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

三 法人税法第五十二条から第五十六条の二まで（貸倒引当金等）の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

三 法人税法第五十二条から第五十六条の二まで（貸倒引当金等）の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

三 法人税法第五十二条から第五十六条の二まで（貸倒引当金等）の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

三 法人税法第五十二条から第五十六条の二まで（貸倒引当金等）の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

三 法人税法第五十二条から第五十六条の二まで（貸倒引当金等）の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

三 法人税法第五十二条から第五十六条の二まで（貸倒引当金等）の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百二十を乗じて計算した金額をい

各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百二十を乗じて計算した金額をい

各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百二十を乗じて計算した金額をい

各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百二十を乗じて計算した金額をい

各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百二十を乗じて計算した金額をい

各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百二十を乗じて計算した金額をい

各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百二十を乗じて計算した金額をい

算した金額とする。

算した金額とする。

算した金額とする。

算した金額とする。

算した金額とする。

算した金額とする。

算した金額とする。

第十三条 法人税法第八十二条（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）の規定は、臨時超過利得税申告書に記載すべき第十一号第一項第一号又は第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し又は更正若しくは決定を受けた内国会社について、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、これらに係る事業年度後の事業年度の臨時超過利得税申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第十一号第一項第一号又は第二号に掲げる金額（これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合に、準用する。

（青色申告）

第十四条 内国会社が法人税法第二百一十一条第一項（青色申告）の承認を受けている場合には、臨時超過利得税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

（更正及び決定）

第十五条 法人税法第三百三十条から第三百三十二条まで（青色申告書に係る更正等）の規定は、内国会社の各事業年度の臨時超過利得に対する臨時超過利得税に係る課税標準又は臨時超過利得税の額の更正又は決定について準用する。

（外国会社の申告及び納付等）

第十六条 第十一号第一項（課税標準及び税額の申告）及び第十二号から第十四号まで（臨時超過利得税の期限内申告による納付等）並びに法人税法第七十五条（確定申告書の提出期限の延長）及び第三百三十条から第三百三十二条まで（青色申告書に係る更正等）の規定は、外国会社の各事業年度の臨時超過利得に対する臨時超過利得税について申告、納付、更正の請求、青色申告及び更正又は決定について準用する。

第五章 雑則
（代表者等の自署押印）

第十七条 法人税法第五十一条（代表者等の自署押印）の規定は、会社（内国会社及び外国会社をいう。以下同じ。）の提出する臨時超過利得税申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）について準用する。

（当該職員の写真検査権）

第十八条 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、臨時超過利得税に関する調査について必要があるときは、会社に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、臨時超過利得税に関する調査について必要があるときは、会社に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する会社に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（臨時超過利得税に係る法人税法等の適用の特例）

第十九条 臨時超過利得税に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法 律		法 人 税 法	
条 項	読み替へる字句	読み替へた字句	
第二条第十八号（定義）	法人税（）	臨時超過利得税（附帯税を除く。）又は法人税（）	
第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）	法人税の額	臨時超過利得税の額及び法人税の額	
第六十七条第二項（同族会社の特別税率）	から、当該事業年度の所得	から、当該事業年度の臨時超過利得の金額につき臨時超過利得税法第九号（内国会社に係る税率）の規定により計算した臨時超過利得税の額及び当該事業年度の所得	
第九十四条第一号（法人税額等の残余財産価値への算入）	法人税の所得に対する法人税	法人税又は臨時超過利得税の所得に対する法人税及び解散の日の属する事業年度の臨時超過利得税法第二号（定義）に規定する事業年度のいう。以下この号において同じ。）以前の各事業年度の臨時超過利得に対する臨時超過利得税	
第十五条第二項第三号（納税義務の成立）	法人税	法人税及び臨時超過利得税	
第二十一条第二項（納税申告書の提出先等） 第三十条第二項（更正又は決定の所轄庁） 第三十三条第二項（賦課決定の所轄庁）及び第四十三条第二項（国税の徴収の所轄庁）	法人税	法人税、臨時超過利得税	
第七十五条第四項第一号（国税に関する処分についての不服申立て）	又は法人税法	、法人税法又は臨時超過利得税法（昭和四十九年法律第 号）	
第八十五条第一項（納税地異動の場合における異議申立先等）及び第八十六条第一項（異議申立事件の決定機関の特例）	法人税	法人税、臨時超過利得税	

国税徴収法
(昭和三十
四年法律第
百四十七号)
第三十六條第一号(実
質課税額等の第二納
税義務)
法人税法第十一
条(実質所得者
課税の原則)
法人税法第十一
条(臨時超過利得税
の原則)(臨時超過利得税法(昭和四
十九年法律第
百四十七号)第四條所得
の帰属に関する通則)において準用
する場合を含む。

第三十六條第二号(実
質課税額等の第二納
税義務)
法人税法第三十三
條(同族会社等
の行為又は
計算の否認)
法人税法第三十三
條(同族会社等
の行為又は計算の否認)(臨時超過利
得税法第十五條(更正及び決定及び
第十六條(外国会社の申告及び納付
等)において準用する場合を含む。))

地方税法
(昭和二十
五年法律第
二百二十六
号)
第二十三條第一項第三
号(法人税額の意義)
法人税額
法人税額
法人税額及び臨時超過利得税額
法人税額及び臨時超過利得税額
法人税額及び臨時超過利得税額

第二十三條第一項第四
号(法人税額の意義)
四 法人税額
四 法人税額
四 法人税額及び臨時超過利得税額
四 法人税額及び臨時超過利得税額
四 法人税額及び臨時超過利得税額

第二百九十二條第一項
第三号(法人税額の意
義)
法人税額
法人税額
法人税額及び臨時超過利得税額
法人税額及び臨時超過利得税額
法人税額及び臨時超過利得税額

第二百九十二條第一項
第四号(法人税額の意
義)
四 法人税額
四 法人税額
四 法人税額及び臨時超過利得税額
四 法人税額及び臨時超過利得税額
四 法人税額及び臨時超過利得税額

控除前のもの
法人税
法人税
法人税及び臨時超過利得税
法人税及び臨時超過利得税
法人税及び臨時超過利得税

控除前のもの
法人税
法人税
法人税及び臨時超過利得税
法人税及び臨時超過利得税
法人税及び臨時超過利得税

控除前のもの
法人税
法人税
法人税及び臨時超過利得税
法人税及び臨時超過利得税
法人税及び臨時超過利得税

2 前項に定めるもののほか、臨時超過利得税に
関する法人税法その他の法令の規定の適用に関
し必要な技術的調整その他の事項は、政令で
定める。
(政令への委任)
第二十条 第四条から前条まで(所得の帰属に関
する通則等)に定めるもののほか、この法律の適
用に関し必要な事項は、政令で定める。
第六章 罰則
第二十一条 偽りその他の不正の行為により、第十
一条第一項第二号(申告に係る臨時超過利得税
額)(第十六條(外国会社の申告及び納付等)にお
いて準用する場合を含む。))に規定する臨時超過
利得税の額につき臨時超過利得税を免れた場合

には、会社の代表者、代理人、使用人その他の
従業員でその違反行為をした者は、三年以下の
懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。
2 前項の免れた臨時超過利得税の額が五百万円
を超えるときは、情状により、同項の罰金は、
五百万円を超えその免れた臨時超過利得税の額
に相当する金額以下とすることが出来る。
第二十二條 正当な理由がなくて第二十一條第一項
(課税標準及び税額の申告)(第十六條(外国会社
の申告及び納付等))において準用する場合に
提出しなかつた場合には、会社の代表者、代理
人、使用人その他の従業員でその違反行為をし
た者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰
金に処する。ただし、情状により、その刑を免
除することが出来る。
第二十三條 第十七條(代表者等の自署押印)にお
いて準用する法人税法第五十一條第一項から
第三項まで(代表者等の自署押印)の規定に違反
した者又はこれらの規定に違反する第十七條に
規定する臨時超過利得税申告書の提出があつた
場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又
は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状
により、その刑を免除することが出来る。
第二十四條 次の各号の一に該当する者は、一年
以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第十八條第一項又は第二項(当該職員の評
問検査権)(これらの規定を同条第三項におい
て準用する場合を含む。))の規定による当該職
員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答
弁をし、又はこれらの規定による検査を拒
み、妨げ若しくは忌避した者
二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書
類を提示した者
第二十五條 臨時超過利得税の調査に関する事務
に従事している者又は従事していた者が、その
事務に関して知ることのできた秘密を漏らし又

は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は
三十万円以下の罰金に処する。
第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業員が、その法人又
は人の業務に関して第二十一條(臨時超過利得
税を免れる等の罪)、第二十二條(臨時超過利得
税申告書を提出しない罪)又は第二十四條(検査
を拒む等の罪)の違反行為をしたときは、その
行為者を罰するほか、その法人又は人に対して
各本条の罰金を科する。
附則
(施行期日)
一 この法律は、昭和四十九年三月三十一日から
施行する。
(廃止)
二 この法律は、第一条(目的)に規定する事態が
消滅したと認められるに至つたときは、施行日
から二年以内においては、廃止するものとする
る。この場合においては、会社の施行日から一
年以内に終了する事業年度についてこの法律が
適用されることとなる等必要な措置を講じなけ
ればならない。

理 由
著しい物価上昇の中で石油危機によりさらに一
層の異常な物価の高騰を生じた経済的混乱に乗じ
て過大な超過利得を取得した法人大企業に対し重
課の措置を講ずることとするため、臨時超過利得
税の制度を設ける必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十三号 昭和四十九年三月二十八日

二二

